

幌加内町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 幌加内町

事 業 名 : 個別排水処理事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度 (21年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処理区域内人口密度	9.45人/ha (H27末)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	本町の下水道事業は、農業集落排水事業として1処理区(地区)であり、他の地区については個別処理を実施している。		
処 理 場 数	本町の下水道事業は、農業集落排水事業として1処理区(地区)であり、農業集落排水事業の処理場が1箇所、個別排水処理施設として浄化槽が190基設置済みとなっている。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	最適化は、本町の汚水処理については北海道が策定した都道府県汚水処理構想「全道みな下水道構想Ⅲ」に則った整備を実施しているため、現時点において最適化を図ったものとなっている。 広域化、共同化については実施されていない。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	現行の使用料体系は、平成26年度に改定を実施しており、下表に示すとおり人槽と管理区分で区分され、それぞれ1ヶ月の使用料金を設定している。				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方			使用料金(1か月につき)		
			人槽	町管理施設	
			5人槽	3,900円	
			6人槽	4,110円	
			7人槽	4,420円	
			8人槽	4,730円	
			10人槽	5,040円	
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方			11~25人槽	19,740円	
			26~50人槽	31,260円	
			その他の施設	13,260円	
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,900 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	5,675 円
	平成26年度	3,900 円		平成26年度	5,828 円
	平成27年度	3,900 円		平成27年度	5,850 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	0人
事業運営組織	個別排水処理事業は、事業着手より建設課で所管しているおり、専属の職員は配置されていない。 なお、同じ組織において個別排水処理施設設置事業も所管しており、効率的な管理運営に取り組んでいる。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	本町では事業規模が小さく新たな整備を有していないため、包括的民間委託を行う内容の業務は現段階では無い。 処理場の日常運転管理や管路等の定期清掃や下水道管の詰まりなどの緊急時対応の際には、その都度民間委託により対応を図っている。
	イ 指定管理者制度	下水道事業は、住民生活に直結する事業であり、指定管理者制度を利用した民間の管理・運営にはなじまないものと考えて、本町では検討していない。
	ウ PPP・PFI	本町では、大規模な新規整備や改築更新事業は無く、PPP・PFIに該当するような事業は現段階では無い。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	本町の下水道事業は、小規模であり処理水量や汚泥量が少ないため、本町単独でのエネルギー利用は採算が取れる技術は現段階ではない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	本町の下水道事業は、小規模であるため未利用土地・施設の活用等は見込まれない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

類似団体と比較すると経費回収率は高い水準であるが汚水処理原価が高い為、収益的収支比率が伸びない状況となっている。
水洗化率は類似団体と比較すると低い値だが、集合処理である農集と違い個々に設置する浄化槽の汚水処理原価は高くなっており、健全性・効率性が難しい状況である。

経営比較分析表

北海道 桃加内町

業務名	業務名	事業名	類似団地区分	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
法非適用	下水道事業	個別排水処理	L2	1,620	767.04	2.11
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
-	該当数値なし	39.44	100.00	624	0.64	975.00
				1か月20m ³ 当たり家賃料金 (円)		
				3,900		

グラフ凡例

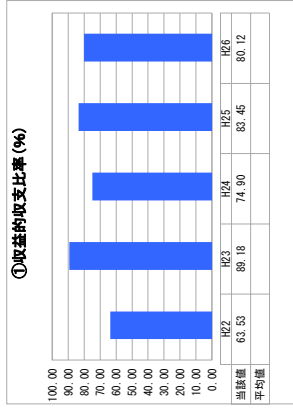
- 当該団体の値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 平成26年度全国平均

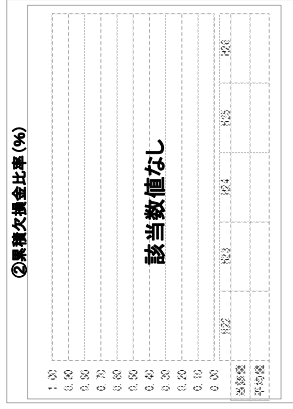
1. 経営の健全性・効率性について

類似団体と比較すると経費回収率は高い水準であるが汚水処理原価が高い為、収益的収支比率が伸びない状況となっている。水質化率は類似団体と比較すると低下しているが、集約処理による集積と違い個別設置する浄化槽の汚水処理原価が高くなっており、健全性・効率性が難しい状況である。

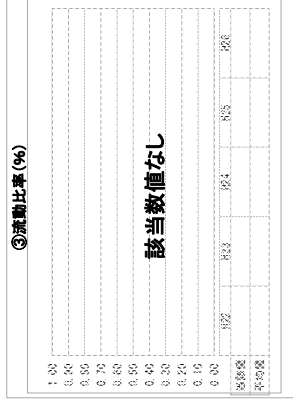
1. 経営の健全性・効率性



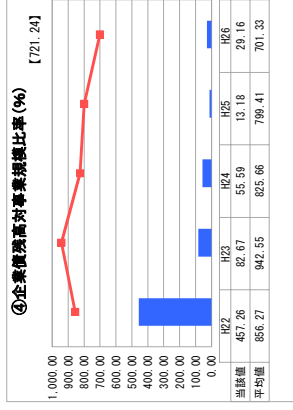
【単年度の収支】



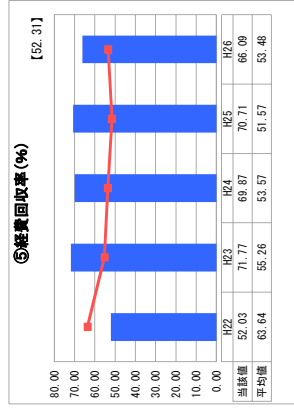
【累積欠損】



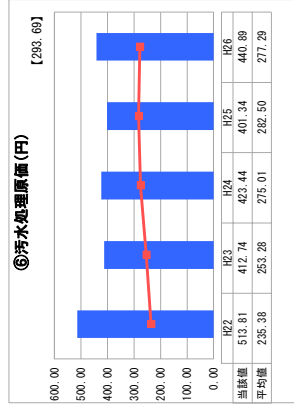
【支払能力】



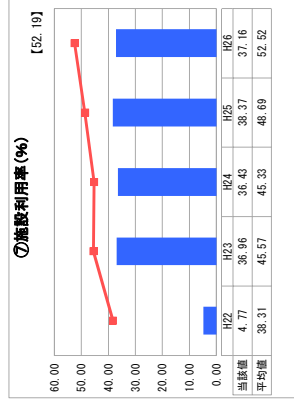
【債務残高】



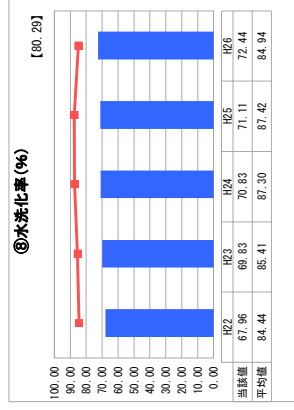
【料金水準の適切性】



【費用の効率性】

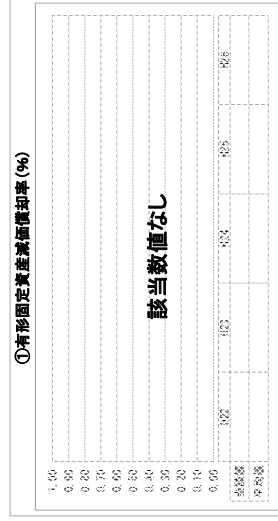


【施設の効率性】

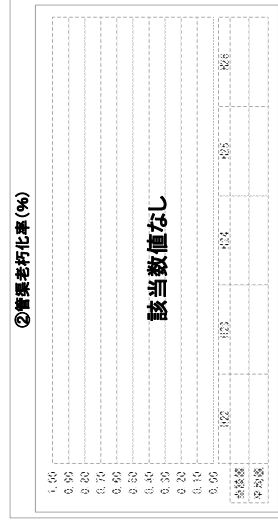


【使用料対象の補償】

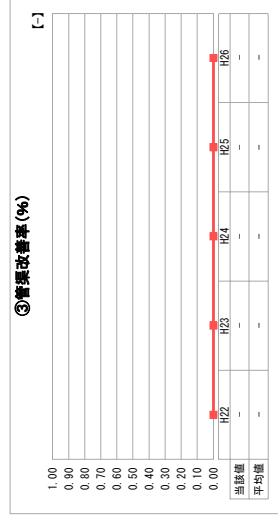
2. 老朽化の状況



【施設全体の減価償却の状況】



【営業の経年化の状況】



【営業の更新投資・老朽化対策の実施状況】

2. 老朽化の状況について

平成7年度より事業を実施しており、法定耐用年数以上の劣化槽は無いが、適切な維持管理（保守点検）を実施し長寿命化を図っていく。

全体総括

当町は平成18～20年度の3カ年で料金改定を行い、総収益の増収を行ってきたが、依然として一般会計からの購入により運営している状況である。汚水処理原価が高いので費用の効率性を検討していきたい。

※ 法適用企業と類似団地区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を表示していません。
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び営業改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

本町の下水道事業における経営の基本方針は、公営企業であることを鑑み、「地方財政法第6条」や「地方財政法施行令第46条」に示されている経営の原則に則ることを基本とし、本町の上位計画である「幌加内町第7次総合振興計画」に準じて、以下のとおりとする。

【経営の基本方針】

- ①農業集落排水事業への加入率の向上
- ②適切な維持管理、効率的な運営の実施
- ③経費負担の明確化と独立採算制に向けた収支計画

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

本町の個別集落排水事業は、平成19年度に汚水処理人口普及率は100%となっている。今後は、新規住宅の建設等に合わせて整備を行うものとする。計画期間中は、以下の投資を見込み、普及率は39%を将来に渡って確保し、経費回収率については中間年度(H34)で57.8%、最終年度(H38)で54.3%を見込むものとする。

(1) 浄化槽

計画期間(H29～H38)の10年間で10基、約23,000千円を見込む。

② 収支計画のうち財源についての説明

本町の個別排水処理事業の財源としては、下水道使用料収入、建設改良に伴う起債、一般会計繰入金を見込む。

(1) 下水道使用料

下水道使用料は、現行の料金体系として、人口減少を見込み算出した。

計画期間中(H29～H38)の10年間で約92,778千円を見込む。

(2) 起債

起債は、現行の充当率が将来も継続するものとして、建設改良費に対する率を乗じて算出した。

計画期間中(H29～H38)の10年間で約16,000千円を見込む。

(3) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、H28の総務省通知の繰出基準を見込むほか、単年度の再収支が均衡するように基準外を繰り入れる。

計画期間中(H29～H38)の10年間で約204,010千円を見込む。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本町の個別排水処理施設事業の投資以外の経費としては、維持管理費を見込む。

(1) 浄化槽施設の維持管理費

計画期間中(H29～H38)の10年間で約156,600千円を見込む。

(2) その他維持管理費

計画期間中(H29～H38)の10年間で約300千円を見込む。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)													前年度 (決算) (見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
		24,719	21,242	24,914	23,627	23,684	23,784	23,515	23,440	23,270	23,269	23,155	23,101	23,047												
収益的収入	1 総収入	24,719	21,242	24,914	23,627	23,684	23,784	23,515	23,440	23,270	23,269	23,155	23,101	23,047												
	(1) 営業収入	10,337	10,360	10,155	9,996	9,814	9,632	9,473	9,337	9,178	9,041	8,905	8,769	8,633												
	ア 料収入	10,337	10,360	10,155	9,996	9,814	9,632	9,473	9,337	9,178	9,041	8,905	8,769	8,633												
	イ 受託工事収入																									
	ウ その他																									
	(2) 営業外収入	14,382	10,882	14,759	13,631	13,870	14,152	14,042	14,103	14,092	14,228	14,250	14,332	14,414												
	イ その他	14,382	10,882	14,759	13,631	13,870	14,152	14,042	14,103	14,092	14,228	14,250	14,332	14,414												
収益的支出	2 総費用	18,416	17,846	18,010	17,888	17,762	17,632	17,499	17,364	17,228	17,145	16,942	16,794	16,645												
	(1) 営業費用	15,640	15,383	15,690	15,690	15,690	15,690	15,690	15,690	15,690	15,690	15,690	15,690	15,690												
	ア 職員給与	2,411	2,396	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400												
	イ その他	13,229	12,987	13,290	13,290	13,290	13,290	13,290	13,290	13,290	13,290	13,290	13,290	13,290												
	(2) 営業外費用	2,776	2,463	2,320	2,198	2,072	1,942	1,809	1,674	1,538	1,455	1,252	1,104	955												
	ア 支払利息	2,776	2,463	2,320	2,198	2,072	1,942	1,809	1,674	1,538	1,455	1,252	1,104	955												
	イ その他																									
資本的収入	3 収支差引(A)-(D)	6,303	3,396	6,904	5,739	5,922	6,152	6,016	6,076	6,042	6,124	6,213	6,307	6,402												
	1 資本的収入	11,284	16,652	7,022	7,164	7,350	7,536	7,693	7,830	7,989	8,128	8,265	8,402	8,539												
	(1) 地方平準化債	4,500	6,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600												
	(2) 他会計補助金	6,784	10,052	5,422	5,564	5,750	5,936	6,093	6,230	6,389	6,528	6,665	6,802	6,939												
	(3) 他会計借入金																									
	(4) 固定資産売却代金																									
	(5) 国(都道府県)補助金																									
資本的支出	(6) 工事負担金																									
	(7) その他																									
	2 資本的支出	17,587	20,048	13,926	12,903	13,272	13,688	13,709	13,906	14,031	14,252	14,478	14,709	14,941												
	(1) 建設改良費	5,152	7,366	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300												
	(2) 地方債償還金	12,435	12,682	11,626	10,603	10,972	11,388	11,409	11,606	11,731	11,952	12,178	12,409	12,641												
	(3) 他会計長期借入金返還金																									
	(4) 他会計への繰出金																									
3 収支差引(F)-(G)	△ 6,303	△ 3,396	△ 6,904	△ 5,739	△ 5,922	△ 6,152	△ 6,016	△ 6,076	△ 6,042	△ 6,124	△ 6,213	△ 6,307	△ 6,402													

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収支再差引	(E)+(I)														
積立金	(K)														
前年度からの繰越金	(L)														
前年度繰上充用金	(M)														
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)														
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
実質収支黒字	(P)														
(N)-(O)	(Q)														
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	80	70	84	83	82	82	81	81	81	80	80	80	79	79
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)														
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(G)														
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$	10,337	10,360	10,155	9,996	9,632	9,814	9,632	9,473	9,337	9,178	9,041	8,905	8,769	8,633
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)														
健全化法施行令第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)														
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$														
他会計借入金残高	(W)														
地方債残高	(X)	231,548	216,240	206,214	197,211	187,839	178,051	168,242	158,236	148,105	137,753	127,175	116,366	105,325	

○他会計繰入金

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収支分		14,382	10,882	14,759	13,631	13,870	14,152	14,042	14,103	14,092	14,228	14,250	14,332	14,414
うち基準内繰入金		14,382	10,882	14,759	13,631	13,870	14,152	14,042	14,103	14,092	14,228	14,250	14,332	14,414
うち基準外繰入金														
資本的収支分		6,784	10,052	5,422	5,564	5,750	5,936	6,093	6,230	6,389	6,528	6,665	6,802	6,939
うち基準内繰入金		4,062	4,156	5,422	5,564	5,750	5,936	6,093	6,230	6,389	6,528	6,665	6,802	6,939
うち基準外繰入金		2,722	5,896	20,181	19,195	19,620	20,088	20,135	20,333	20,481	20,756	20,915	21,134	21,353
合計		21,166	20,934	20,181	19,195	19,620	20,088	20,135	20,333	20,481	20,756	20,915	21,134	21,353

(単位:千円)

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化については近隣市町村との連携が必要であるため、必要に応じて検討を実施する。最適化については、北海道が策定した都道府県汚水処理構想の「全道みな下水道構想Ⅲ」に準じた整備を行っており、見直し等が有った場合には速やかに対応する。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画の策定を行い、リスクとサービスレベルを考慮した投資計画を検討し、投資の平準化を図るものとする。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
その他の取組	本町の農業集落排水事業の整備は、概ね完了しており、今後は改築更新が発生する見込みであり、ストックマネジメント/アセットマネジメント計画等を踏まえて、適切に改築更新を行うものとする。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本町では、定期的な下水道使用料の検討を行っており、必要に応じて改定を実施しているため、これまでどおりの対応を行うものとする。
資産活用による収入増加の取組について	本町の農業集落排水事業では、活用可能な資産を有していないため、将来においても資産活用による収入増加は見込まない。
その他の取組	実質収支が赤字になるなど、財源が収支計画どおり確保できない場合には、資本費平準化債等の活用について検討する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
職員給与に関する事項	現在は、町長部局内に組織があり、町全体での職員給与に関する事項を検討した結果を反映するものとしている。
動力費に関する事項	動力費は浄化槽のため、計上していない。
薬品費に関する事項	薬品費は委託費に含まれるため、計上していない。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画の策定を行い、ライフサイクルコストの最小化による対応(修繕・改築)を実施する。
委託費に関する事項	委託費は、処理場の運転・維持管理を年間委託しており、処理規模に変更がないため、近年実績を考慮して同程度を見込むものとする。
その他の取組	改築・更新において、設備等を取り替える際には省エネ機器を導入して、経費の削減に取り組むものとする。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	原則として、毎年度の決算終了後に確認(実質収支)を行い、中間年度(平成34年度)には将来の見直しについても、大きく変更がないかを検証して、計画から大幅に乖離が見られた場合には速やかに計画の見直しを実施する。 また、計画期間中に地方公営企業法を適用した際には、会計方式が変更となるため、速やかに見直しを行うものとする。
---------------------	---